

○ 除塩事業実施要綱（平成 29 年 6 月 9 日付け 29 農振第 450 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改	正	後	現	行
第 1 ~ 第 10 (略)			第 1 ~ 第 10 (略)	
第 11 <u>その他</u>			第 11 <u>委任</u>	
<u>1 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</u>			<u>本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</u>	
<u>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u>			<u>（新設）</u>	
<u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u>				
別記様式第 1 号・別記様式第 2 号 (略)			別記様式第 1 号・別記様式第 2 号 (略)	
<u>別記様式第 3 号～別記様式第 5 号 (略)</u>			<u>別紙様式第 3 号～別紙様式第 5 号 (略)</u>	

附 則

この通知は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

## 除塩事業実施要綱

平成 29 年 6 月 9 日付け 29 農振第 450 号

最終改正 令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農振第 2572 号

各地方農政局長  
沖縄総合事務局長  
北海道知事

殿

農林水産事務次官

### 第 1 趣旨

津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業（以下「本事業」という。）の実施については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第 2 事業内容

1 都道府県、市町村又は土地改良区は、本事業として以下の工種を施行することができるものとする。

- (1) かんがい排水施設の設置又は変更
- (2) 揚排水機による揚水又は排水
- (3) 排土
- (4) 客土
- (5) 石灰等の施用及び耕起・碎土

2 本事業は、海水が浸入したことにより塩分（塩素）濃度が 0.1 パーセント以上（畠地にあっては 0.05 パーセント以上）である農用地において施行することができる。

この場合において、塩分（塩素）濃度は、塩分（塩素）濃度調査結果報告書（別記様式第 1 号）により取りまとめるものとする。

### 第 3 助成措置

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、次に掲げる額を補助することができる。

- (1) 都道府県が本事業を行う場合であって、激甚災害への指定又は指定の事前公表がされた災害（以下「激甚災害等」という。）に起因して行うものにあっては百分の九十。ただし、激甚災害等に起因して行う事業に該当しないものにあっては百分の五十。
- (2) 市町村又は土地改良区が行う本事業につき、都道府県が補助する場合であって、激甚災害

等に起因して行うものにあっては百分の九十。ただし、激甚災害等に起因して行う事業に該当しないものにあっては百分の五十。

#### 第4 事業費の範囲

- 1 本事業の事業費の範囲は、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、工事雑費並びに事務雑費とし、その算定については、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官通達）に準ずるものとする。
- 2 次に掲げる経費は、第3の助成措置の対象としないものとする。
  - (1) 1か所の工事の費用が40万円未満の工事に係る経費
  - (2) 既設揚排水機の減価償却費
  - (3) 揚排水機の通常の運転に要する労務費、動力費及びこれに伴う維持管理費
  - (4) 他の事業として国が費用を負担し、又は補助する工事に要する経費
  - (5) 工事雑費及び事務雑費
- 3 第2の1(4)に規定する客土は、以下の場合のみ実施できるものとする。
  - (1) 客土以外の工法では除塩による十分な効果が得られない場合
  - (2) 他の工法と比較し客土による対策が最も経済的となる場合

#### 第5 事業の申請実施

- 1 都道府県知事は、第3に規定する補助を受けようとするとき又は市町村若しくは土地改良区から第3に規定する補助を受けたい旨の申請を受けたときは、災害発生の日から60日以内に第3の(1)の場合にあっては除塩事業実施計画書（別記様式第2号）、第3の(2)の場合にあっては除塩事業補助実施計画書（別記様式第2号）に除塩事業総括表（別記様式第3号）を添え、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由して農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））に提出するものとする。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が認める市町村において実施する本事業については、その把握が可能になったとして都道府県知事が定める日から60日以内に、第3の(1)の場合にあっては除塩事業実施計画書（別記様式第2号）、第3の(2)の場合にあっては除塩事業補助実施計画書（別記様式第2号）に除塩事業総括表（別記様式第3号）を添え、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、前項に規定する除塩事業実施計画書又は除塩事業補助実施計画書を受理したときは、現地調査及び関係資料等による審査を行い、事業費を決定し、その結果を都道府県知事に通知するもの

とする。ただし、北海道知事に対する通知は、北海道開発局長を経由して行われるものとする。

## 第6 事業の変更

都道府県知事は、除塩事業実施計画書の変更（軽微なもの（主要な工事の形状、寸法、材質等若しくは位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいう。以下同じ。）を除く。）を行おうとするとき又は市町村若しくは土地改良区から除塩事業補助実施計画書の変更（軽微のものを除く。）を行いたい旨の申請を受けたときは、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に、必要な事項を記載した除塩実施計画変更協議書（別記様式第4号）を提出し、その同意を得なければならない。

## 第7 事業の中止等の報告

都道府県知事は、本事業の中止若しくは廃止をしたとき又は市町村若しくは土地改良区から本事業の中止若しくは廃止をした旨の報告を受けたときは、その旨を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告した後、遅滞なくその旨を記載した除塩事業中止等報告書（別記様式第5号）を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

## 第8 緊急応急工事の取扱い

- 1 都道府県、市町村及び土地改良区は、早期の営農開始のため本事業を緊急に施行する必要性がある場合には、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。
- 2 都道府県は、前項の承認を受けようとする場合には、迅速に事業の概要を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。その際、報告の方法は問わない。
- 3 市町村及び土地改良区が第1項の承認を受けようとする場合にあっては、迅速に事業の概要を都道府県知事を経由して地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。その際、報告の方法は問わない。

## 第9 事業の監督

地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、

第3の規定により補助を受ける都道府県知事に対して、当該都道府県が行う本事業又は本事業を行う者に対する当該都道府県の補助事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は当該事業の実施に関し必要な指示をすることができる。ただし、北海道知事に対する当該報告の徴収又は指示に関する行為については、北海道開発局長を経由して行われるものとする。

#### 第10 補助金の交付

除塩事業の補助金の交付に関する手続については、別に定めるところによるものとする。

#### 第11 その他

- 1 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。
- 2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

#### 附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。

(別記様式第1号) (第2関係)

塩分(塩素)濃度調査結果報告書

測定年月日	調査 地区名	所在地 群市町 村字名	地番	塩分 (塩素) 濃度	土質等の 調査結果 の概要	測定者 職氏名	摘要
				パーセント			

上記のとおり塩分(塩素)濃度の調査結果を報告する。

年 月 日

○○ ○○

(別記様式第2号) (第5関係)

除塩事業実施計画書（除塩事業補助実施計画書）

1. 地区名

2. 所在地

3. 事業主体

4. 被災状況

5. 除塩事業の実施内容

ア 除塩実施計画

イ 除塩面積

ウ 除塩期間      自 年 月 日  
                        至 年 月 日

6. 事業費総括表

事業費総括表

費目	工種	数量	金額	摘要
事業費			円	
本工事費				
	揚排水機工			
	水路工			
	さく井工			
	排土			
	客土			
	石灰等施用			
附帯工事費				
測量及び試験費				
船舶及び機械器具費				
用地費及び補償費				
工事雑費				
事務雑費				

(2)工事費明細書

揚排水機工、水路工  
さく井工、排土、客土

工事費明細書

費用	工種	細目	材料		数量	単位	単価	金額	摘要
			名称	形状寸法			円	円	

(石灰等撒布) 工事費明細書

工種	土質別	地番	地目別	塩分(塩素) 濃度	面積	10a当たり所要量	総量	単価	金額	摘要
								円	円	

※塩分(塩素)濃度調査結果報告書(別記様式第1号)を添付すること。

除塈事業總括表

都道府県名

別記様式第4号（第6関係）

## 除塩事業実施計画書変更協議書

年都道府県営（市町村、土地改良区営）除塩事業実施計画（除塩事業補助実施計画）  
変更協議書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

年 月 日付け 第 号をもって除塩事業の事業費の決定の通知があつた 年除塩事業実施計  
画（除塩事業補助実施計画）について変更したいので、除塩事業実施要綱第6の規定に基づき、別  
添の書面を添えて協議する。

1 除塩事業変更地区一覧表

番号	所在地	面積	事業主体	査定額			変更経過			今回変更協議額			△増減		その他
				事業費	補助金	回数	事業費	補助金	番号	事業費	補助金	事業費	補助金	△増減	
地区	箇所	市町村字		円	円	円	円	円	年月日	円	円	円	円	円	円
合計															

2 変更理由

別記様式第5号（第7関係）  
除塩事業中止等報告書

年除塩事業中止（廃止）報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

年 月 日付け 第 号をもって除塩事業の事業費の決定の通知があった 年除塩事業のうち、下記箇所に係る事業を中止（廃止）したので、除塩事業実施要綱第7の規定に基づき、報告する。

記

地区番号 及び 箇所番号	所在地	事業主体	総事業費		既割当額		中止 (廃止) の理由
			事業費	補助金	事業費	補助金	